

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	私学・高等教育課	整理番号	6-1
処分の種類	学校法人の収容定員超過是正命令			
根拠法令条例等・条項	私立学校振興助成法第12条第2項			
処分の概要	学校法人が、学則に定めた収容定員を著しく超えて入学、入園させた場合において、その是正を命ずること。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(処分の先例がなく、法令の定め以上に具体化した基準設定が困難であるため)			
基準の制定根拠	—			